

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区保健衛生部予防対策課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

文京区長
------

## 公表日

令和5年9月20日
-----------

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務
②事務の概要	<事務の概要> 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの <事務の内容> 1 予防接種の実施に関する事務(新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務を含む。) 2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4 実費の徴収に関する事務
③システムの名称	1 予防接種記録照会システム 2 中間サーバープラットフォーム 3 団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1~7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  [選択肢] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・ 別表第二 16の2、17、18、19の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・ 別表第二 16の2の項、16の3の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部予防対策課
②所属長の役職名	保健衛生部予防対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<事務の概要> 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理及び健康被害救済の給付に関する事務を行う。  <事務の具体的な内容> ア 予防接種法に基づく予防接種の実施 対象者への接種勧奨、医療機関での予防接種の実施、実費の徴収、接種委託料の支払い、接種記録の管理、予診票の保管を行う。 イ 健康被害救済の給付 予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する給付事務を行う。本人(保護者)からの申請を受けた場合は、文京区予防接種健康被害調査委員会に調査を指示し調査結果を国へ送達する。国の審査会の結果を受けて給付を行う。	<事務の概要> 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  <事務の内容> 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4 実費の徴収に関する事務	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出 (記載内容の整理)
平成29年7月11日	④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第13条第1号及び第2号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条第1号及び第2号	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出 (省令名の及び以下を追記)
平成29年7月11日	⑤ 評価実施機関における担当部署 ②所属長	予防対策課長 伊津野 孝	予防対策課長 渡瀬 博俊	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出 (人事異動による)
平成29年7月11日	評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二の17～19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条第1号及び第2号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二の16の2～19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2～第13条の2	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	IIしきい値判断項目一いつ 時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和2年2月10日	IIしきい値判断項目一いつ 時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目一いつ 時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和3年6月25日	I 関連情報 ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<事務の概要> 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  <事務の内容> 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4 実費の徴収に関する事務	<事務の概要> 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  <事務の内容> 1 予防接種の実施に関する事務(新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務を含む。) 2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4 実費の徴収に関する事務	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	I 関連情報 ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 予防接種記録照会システム 2 中間サーバーブラットフォーム 3 団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	1 予防接種記録照会システム 2 中間サーバーブラットフォーム 3 団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	I 関連情報 ③個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1～6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを利用した情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1～6号	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月25日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号</li> <li>・別表第二 16の2、17、18、19の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号</li> <li>・別表第二 16の2の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</li> </ul>	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号</li> <li>・別表第二 16の2、17、18、19の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号</li> <li>・別表第二 16の2の項、16の3の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</li> </ul>	事前	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	II しきい値判断項目－評価 対象事務の対象人数(は何か)	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	II しきい値判断項目－いつ 時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年6月25日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和3年11月12日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1~6号</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1~7号</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和3年11月12日	I 関連情報 3 特定個人情報ファイル名	予防接種記録ファイル、予防接種健康被害救済付関連ファイル	予防接種記録ファイル	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和4年3月28日	II しきい値判断項目－いつ 時点の計数か	令和3年4月1日	令和3年12月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年5月18日	II しきい値判断項目－いつ 時点の計数か	令和3年12月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和4年9月15日	II しきい値判断項目－いつ 時点の計数か	令和4年4月1日	令和4年6月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和5年9月20日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	<p>文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834</p> <p>※ 利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。</p>	<p>文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和5年9月20日	II しきい値判断項目－いつ 時点の計数か	令和4年6月1日	令和5年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出